議 事 録

件 名	第27回(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成26年 7月23日(水)午後6時30分から
場所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 (質問等)	○資料の説明と質疑応答
	会 長: 皆さんお晩でございます。時間となりましたので会議を始めたいと思います。まずは、お手元の資料(提言書)ですが、先日皆さんに送付したものから若干中身が修正されておりますので、本日は改めてご用意いたしました。この資料と前回の市民会議で使用した資料を基に説明して行きます。まずは、前回第6条から第38条までの条文及び解説について確認作業を行いました。この資料をれたついて資料を基に説明させていただきます。まずは、前回の資料5年の第3条(基本理念)の解説について確認作業を行いました。その結果として、第3条(基本理念)の解説について確認作業を行いました。その結果として、第3条(基本理念)第5項の条文を、「この自然環境を損なわないようにしなければなりません。」を修正しました。これは、自然環境を損なわないようにしなければなりません。」を修正しました。これは、自然環境を損なわないように最悪・みどりづくりを推進しました。ということではなく、景観・みどりづくりに欠かせない自然環境を大切にしましようという。意味に修正したものであります。この条文の変更に伴い解説も修正しました。6ページの第5項8行目からですが、「良好な景観と豊かなみどりづくりにおいては、生物多様性を損なわないように留意しなければなりません。」を「さまざまな、種類の生物を大切にし、それらが密に関係を持って形作る自然環境を損なわないように日なければなりません。」を修正しました。それから、前側・みどり遺産の指定」だけであったので、「変更・解除」を加えました。それの後のフロー図についても、同様に「変更・解除」を加えました。それからの第21条解説4行目の「審査基準」という言葉でですが、それを「基準」という言葉に修正しました。それから、10ページの第29条の解説⑤文化的な効果に、「また、信仰の対象となることもある」とありますが、「信仰」という言葉は、誤解を招く恐れがあるということで、この一文を削除しました。それから、11ページの第30条の解説の6行目、「多様な生物から成すものです」を「成るものです」に、8行目の「人間が人工的に持ち込んだ」を「人為的に持ち込まれた」と修正しました。それから11ページの下から87目の「本確道とれいたので、削除しました。それから12ページの第31条解説1行目の「堆積物」を「廃材」にました。それから12ページの第31条解説1行目の「堆積物」を「廃材」に、また13ページの第3節のタイトル「市民の参画」を「市民の参加」に修正しました。それから12ページの第31条解説1行目の「堆積物」を「廃材」に、また13ページの第3節のタイトル「市民の参画」を「市民の参加」に修正しました。それから14ページの第38条の解説中、「市民の参加」に修正しました。それから14ページの第38条の解説中、「市民の参加」に修正しました。それから14ページの第38条の解説中、「市民の参加」に修正しました。それから14ページの第38条の解説中、「市民の参加」に修正しました。それから、14ページの第38条の解説中、「市民の参加」に修正しました。それから12ページの第31条の記載を行なわれないます。

長が別に定めることができることを定めた規定です。」を「市長が別に定めることとしています。」と修正しました。修正箇所は以上です。

最終的にこのように提言書が仕上がりました。

「はじめに」ということで、私の言葉を載せております。時間がかかりましたが、皆さんの協力のもとなんとか完成したこと、委員の一人一人の声を反映させ、実効性のあるものにすること、わかりやすい条例にすることを心がけ条例案ができあがったことなどを述べております。

提言書を条例案まで読みましょうか。

提言書、登別市景観とみどりの条例、良好な景観と豊かなみどりを継承します。「はじめに」ということで、私の言葉がありますので読ませていただきます。

はじめに

「この度、景観・緑化に関する条例案の策定にあたり、会議に参加いただいた委員の皆さん並びに担当市職員の皆さん、条例案策定に費やした3年間、その粘り強い努力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

この策定作業は、平成23年7月からと長期に渡りましたが、主眼は、委員一人ひとりの声を聞くことであり、その思いを反映させることにありました。 そして、この条例案の策定にあたりましては、市民、市及び事業者が協働で、 良好な景観と豊かなみどりを守り育てるとともに新たにつくり、次代へ継承し ていくことを目的に、登別らしい条例、分かりやすい条例、実効性のある条例 をつくろうと委員の意識を共有し、議論を重ねてきました。

特に実効性のあるものにしようと、景観・みどり推進会議の設置や実施プランの策定、景観・みどりに関する各種指定など、様々な施策を規定に盛り込みました。

また、生物多様性の確保、在来種の保全、外来種問題など、みどりの保全に関する事項についても時間をかけ議論しました。

条例の名称につきましては、「登別市景観とみどりの条例」という名称がシンプルで分かりやすいということで、意見がまとまりました。

この条例を市民一人ひとりが自分のものとして活用することにより、良好な 景観づくりや豊かなみどりづくりが進み、わがまち登別が素晴らしいまち、市 長いわく「日本一のまち」に進展するための一役を担うものと思います。

これから市民がこのまちで、豊かに生き生きと暮らすため、また素晴らしいまちづくりを進めるため、自らの意志で、自ら行動することを願い、提言するものであります。」としました。条文は事務局の方で読んでいただく、ということでよろしいでしょうか。お願いいたします。

事務 局: 登別市景観とみどりの条例(案)

私たちの住むふるさと登別は、カムイヌプリやオロフレ山などの山々を背に 丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに 恵まれた自然豊かなまちです。

また、地獄谷や日和山などの活火山の恩恵を受けた登別温泉は、豊富な湯量と泉質を誇り、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれたまちです。

登別はアイヌ語の「ヌプルペツ」が語源とされ、自然や地形などを表すアイ

ヌ語に由来する地名が数多く残され、これまで、アイヌの人々や開拓に携わった人々など先人たちの英知と努力により、その礎が築かれ、まちづくりが進展するとともに現在につながる景観とみどりが形成されてきました。

私たち登別市民は、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、 守り育てるとともに、新たにつくり、次代へ継承していくため、この条例を制 定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、市及び事業者が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り育て、新たにつくり、次代へ継承していくことを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「市民」とは、次の各号に掲げる人をいいます。
 - (1) 市内に住所を有する人
 - (2) 市内に通勤又は通学する人
 - (3) 市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有、又は管理する人
- 2 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を行う人をいいます。
- 3 この条例において「来訪者」とは、市内に滞在する人及び市内を通過する 人をいいます。
- 4 この条例において「市民等」とは、市民、事業者及び来訪者をいいます。
- 5 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第20 1号)第2条第1号に定める建築物及び建築物以外の工作物で規則に定め るものをいいます。
- 6 この条例において「屋外広告物」とは、屋外広告物法(昭和24年法律第 189号)第2条第1項に定める屋外広告物をいいます。
- 7 この条例において「登別市景観形成基本計画」とは、美しい都市景観の創造を効果的に進めるための指針として、また実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画をいいます。
- 8 この条例において「登別市みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条第 1項に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をい います。

(基本理念)

- 第3条 良好な景観と豊かなみどりは、このまちに関わる人々の貴重な共有財産であることから、市民、市及び事業者が協働で守り育て、つくらなけれなりません。
- 2 良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動などの違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り育て、つくらなければなりません。
- 3 良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り育て、つくらなければなりません。
- 4 良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできない ものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と 観光振興に資するよう守り育て、つくらなければなりません。
- 5 良好な景観と豊かなみどりは、多様な生物が生息する自然環境によっても

たらされることから、この自然環境を損なわないようにしなければなりません。

6 良好な景観と豊かなみどりは、先人たちが遺した大切な財産であることから、その掘り起こしを行い、価値を共に認識し、次代へ引き継がなければなりません。

(適用区域)

第4条 この条例は、登別市全域について適用します。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観と豊かなみどりづくり(以下、「景観・みどりづくり」といいます。)の当事者であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うとともに、地域の景観・みどりづくりに参加し、かつ、協力しなければなりません。

(市の責務)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、景観・みどりづくりに関し必要な施策を策定し、これを実施しなければなりません。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自らの活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与えることを認識し、地域の景観・みどりづくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策に協力しなければなりません。

(来訪者の協力等)

第8条 市民、市及び事業者は、来訪者に対し自らが取り組む景観・みどりづくりについて、理解と協力を求めることができます。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、登 別市景観形成基本計画及び登別市みどりの基本計画(以下、「基本計画」と いいます。)を定めなければなりません。

(先導的役割)

- 第10条 市長は、道路・公園その他の公共施設の整備等(以下、「公共施設の整備等」といいます。)を行う場合には、景観・みどりづくりに先導的な 役割を果たさなければなりません。
- 2 市長は、公共施設の整備等を行う場合は、必要に応じ、あらかじめ審議会 に意見を聴くことができます。
- 3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた場合、その意見を尊重し、 公共施設の整備等に反映しなければなりません。

(国等に対する協力の要請等)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観・みどりづくりについて協力を要請しなければなりません。
- 2 市長は、国又は他の地方公共団体が行う事業について、協議又は意見を求められた場合は、必要に応じ審議会に意見を聴いて回答しなければなりません。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第12条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重 するとともに、公の利益との調整を図らなければなりません。

(関係法令等に基づく諸制度の活用)

第13条 市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、関係法令等 に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

(知識の普及等)

- 第14条 市は、市民の景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図らなければなりません。
- 2 市は、次代を担う子どもたちに対して、景観・みどりづくりに関する教育 を行わなければなりません。

(情報の発信)

- 第15条 市長は、市民及び事業者に対し、景観・みどりづくりに関する情報 を発信しなければなりません。
- 2 市長は、観光振興に資するため、登別景観・自然遺産や眺望ポイントの指 定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。
- 第2章 登別市景観・みどり審議会等

(審議会の設置)

- 第16条 市長は、景観やみどりに関する重要事項を調査審議するため、登別 市景観・みどり審議会(以下、「審議会」といいます。)を設置します。
- 2 審議会は、委員12名以内で組織します。ただし、特別の事項を調査審議 し、又はこの条例の規定に基づきその意見を聴くため市長が必要があると認 めたときは、臨時の委員を置くことができます。
- 3 委員は、景観・みどりづくりについて知識や経験を持っている人、民間諸 団体の代表の人及びその他市長が適当と認める人のうちから、市長が委嘱し ます。
- 4 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 ただし、再任できます。
- 5 特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、審議会に専門 部会を置くことができます。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定めます。

(推進会議の設置)

- 第17条 市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行うため、登別市景観・みどり推進会議(以下、「推進会議」といいます。)を設置します。
- 2 推進会議は、市長が委嘱した人で構成します。
- 3 推進会議は、この条例や規則で定める事項及びその他景観・みどりに関する事項について調査・研究し、市長に提案することができます。
- 4 推進会議は、市民等と連携を図りながら、景観・みどりづくりに関する実践活動を行うよう、努めなければなりません。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項 は、規則で定めます。
- 第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成
- 第1節 景観・みどり遺産の指定等

(景観・みどり遺産の指定等)

第18条 市長は、貴重な景観・みどり資源を登別景観・みどり遺産(以下、「景観・みどり遺産」といいます。)として、別に定める基準により指定す

- ることができます。
- 2 市長は、景観・みどり遺産の指定にあたり区域を設定しなければなりません。
- 3 市民は、景観・みどり遺産の指定について推進会議に提案することができます。
- 4 推進会議は、景観・みどり遺産の指定について市長に提案することができます。
- 5 市長は、景観・みどり遺産の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見 を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
- 6 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を 聴かなければなりません。
- 7 市長は、景観・みどり遺産を指定したときは、公表しなければなりません。
- 8 市長は、景観・みどり遺産が遺産としての価値を失ったときその他特別の 理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除することができま す。
- 9 市長は、景観・みどり遺産の指定を変更したり、解除したりするときにも、 第5項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。

(保全・育成プランの策定等)

- 第19条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどり遺産を保全・育成するための実施計画(以下、「保全・育成プラン」といいます。)を策定し、これを 実施しなければなりません。
- 2 市長は、保全・育成プランの策定にあたっては、関係する市民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。

(行為等の届出)

- 第20条 景観・みどり遺産区域内において、次の各号に掲げる行為(以下、「行為等」といいます。)をしようとする人は、行為等の種類、場所、設計 又は施工方法、着手予定日及びその他規則で定める事項をあらかじめ市長に 届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りではありません。
 - (1) 建築物等の新築、改築、移転、除却又は外観の修繕、色彩の変更
 - (2) 植物の採取、伐採又は植栽
 - (3) 屋外における物品等の堆積
 - (4) 屋外広告物の掲示
 - (5) 土石類の採取又は搬入
 - (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - (7) その他規則で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした人は、その届出に関する事項のうち、規則で 定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出な ければなりません。
- 3 第1項及び第2項の規定による届出をした人は、その届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。
- 4 第1項から第3項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で 規則で定めるものについては適用しません。

(届出審査)

- 第21条 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した 結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算し て30日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。
- 2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対しての審査には、あらかじめ 審議会の意見を聴かなければなりません。
- 3 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を 聴かなければなりません。

(助言、指導又は勧告)

第22条 市長は、第21条第1項の不適合の通知をする場合は、届出をした 人に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができま す。

第2節 モデル地区の認定等

(モデル地区の認定等)

- 第23条 市長は、市民が主体となって景観・みどりづくりを重点的に進める地区を市民の申請により、景観・みどりモデル地区(以下、「モデル地区」といいます。)として、別に定める基準により認定することができます。
- 2 市民は、モデル地区の認定について推進会議と協議し、市長に申請することができます。
- 3 市長は、モデル地区の認定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴か なければなりません。
- 4 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を 聴かなければなりません。
- 5 市長は、モデル地区を認定したときは、公表しなければなりません。
- 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の認定を変更又は解除 することができます。
- 7 市長は、モデル地区の認定を変更又は解除するときにも、第3項と第5項 に定められた手続きをしなければなりません。
- 8 市長は、モデル地区の整備のため、必要に応じ、助言や助成を行うことができます。

第3節 眺望ポイントの指定等

(眺望ポイントの指定等)

- 第24条 市長は、良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができます。
- 2 市民は、眺望ポイントの指定について推進会議に提案することができます。
- 3 推進会議は、眺望ポイントの指定について市長に提案することができます。
- 4 市長は、眺望ポイントの指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければなりません。
- 5 市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観の価値を尊重し、それを保持 するよう努めなければなりません。
- 6 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意 見を聴かなければなりません。

- 7 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければなりません。
- 8 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除 することができます。
- 9 市長は、眺望ポイントの指定を変更又は解除したりするときにも、第4項と第7項に定められた手続きをしなければなりません。
- 第4節 保護樹の指定等

(保護樹の指定等)

- 第25条 市長は、景観上優れている等の理由から特に保全する必要があると 認められる樹木を別に定める基準により保護樹として指定をすることがで きます。
- 2 市民は、保護樹の指定について推進会議に提案することができます。
- 3 推進会議は、保護樹の指定について市長に提案することができます。
- 4 市長は、保護樹の指定をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとと もに、その所有者等の同意を得なければなりません。
- 5 市長は、第1項の基準を定めるときは、推進会議と協議し審議会の意見を 聴かなければなりません。
- 6 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければなりません。
- 7 市長は、枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき又はその他 特別の理由があると認めるときは、第1項の指定内容を変更又は指定を解除 することができます。
- 8 市長は、保護樹の指定内容を変更又は指定を解除するときにも、第4項と 第6項に定められた手続きを執らなければなりません。

(行為等の届出及び審査)

- 第26条 保護樹に対して規則で定める行為を行う人は、あらかじめその旨を 市長に届け出なければなりません。ただし、国等が行う事業はこの限りでは ありません。
- 2 市長は、届出をした人に対して、別に定める基準に基づき審査した結果について、特別な理由がある場合を除き、届出を受理した日から起算して30 日以内に適合又は不適合の通知をしなければなりません。
- 3 市長は、前項の不適合の通知をする場合は、届出をした人に対し、必要な 措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができます。
- 4 市長は、第1項の規則で定める行為及び第2項の基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。
- 5 市長は、第2項で掲げる審査をする場合、必要に応じ審議会の意見を聴く ことができます。
- 6 保護樹を譲渡するときは、所有者はその旨を市長に届出しなければなりません。

(保全等)

- 第27条 保護樹の所有者等は、その保護樹の保全に努めなければなりません。
- 2 市長は、保護樹を保全するために、必要な措置を執らなければなりません。 第5節 景観・みどりプランの策定・実施等

(景観・みどりプランの策定等)

第28条 市長は、推進会議と連携し、景観・みどりづくりを推進するための

実施計画(以下、「景観・みどりプラン」といいます。)を策定し、これを実施しなければなりません。

第6節 みどりの保全・育成等

(みどりの保全・育成等)

- 第29条 みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、癒やし、環境保全、防災及び生産等、多様な機能をもつことから、市民等及び市はそれらが十分に活かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。
- 2 水・大気・土壌は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、市民等及び市はそれらを良好な状態で維持しなければなりません。

(在来植物の保全等)

第30条 在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであること から、市民等及び市はそれを保全するとともに、在来植物による緑化に配慮 しなければなりません。

第7節 景観阻害物件の改善要請

(景観阻害物件の改善要請)

- 第31条 市長は、景観を阻害していると認められる廃屋、廃材及び堆積物等 の物件の所有者等に対し、改善措置を執るよう要請することができます。
- 2 市長は第1項の要請をする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。
- 第4章 活動支援等
- 第1節 推進団体等への支援

(推進団体等への支援)

第32条 市長は、景観・みどりづくりを推進する個人や団体に助言や助成等 の必要な支援を行うことができます。

第2節 推進団体等に対する表彰

(推進団体等に対する表彰)

- 第33条 市長は、景観・みどりづくりを推進している個人や団体の活動が特に優れていると認められる場合、その個人や団体を表彰することができます。
- 2 市長は、表彰する個人や団体の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。

(景観・みどりづくり賞)

- 第34条 市長は、景観・みどりづくりに寄与していると認められる優れた建築物等、庭園その他の物件について、その所有者や事業者等を表彰することができます。
- 2 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴くことができます。 (推進団体等の推薦)

第35条 推進会議は、第33条及び第34条の個人や団体の推薦を市長にすることができます。

第3節 市民の参加

(市民参加の推進)

第36条 市長は、景観・みどりプランの実現のため、市民が積極的に参加できるよう必要な措置を講じなければなりません。

2 推進会議は、市長にその具体策を提案することができます。

(提案制度)

- 第37条 市民は、推進会議に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。
- 2 推進会議は、市長に対して、基本計画及び景観・みどりプランの改正について提案することができます。
- 3 市長は、前項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて 必要な措置を執らなければなりません。

第5章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

会 長: ありがとうございます。この後は条例の解説が掲載されております。それから最後のページに名簿がありますので、確認して下さい。何か誤りがあれば言ってください。よろしいですか。それから、この後のスケジュールですが、この提言書をまず市長に提出します。そして、庁内の検討会議に諮りまして、我々市民の言葉としてこの条例を作成したので、何らかの修正があるかもしれませんけど、それはそちらにお任せするということになります。そしてそれが議会を通って、制定ということになります。事務局の方から詳しくご説明いただけますか。

事務局: ただ今、会長から説明のあったとおりですが、これからの進め方として、この提言書を基に、庁内の検討会議で検討して、原案がまとまりましたら、パブリックコメントを行い、最終段階として市議会へ提案し、議決を経て条例制定といった流れになります。作業状況によりますが、現時点におきましては、平成27年4月からの施行を目指しています。

会 長: みなさんもこれまでこの条例づくりに関わってきたので、景観・みどりが良くなるように、審議会や推進会議のメンバーになるかもしれませんね。皆さんの声を集約しようという思いでこれまでやってきた結果、私の力不足もあり3年もかかってしまいました。後は庁内の検討委員会にお任せしたいと思います。それではみなさんから一言いただきたいと思います。A委員何か感想はございますか。

A 委 員: 私は秘かに決意していたのですけど、出来れば1度も欠席なく皆勤賞をとりたいと思っていたのですが、途中で体調を崩してしまいそれは出来ませんでした。それから会長は自分の力不足と言っておりましたが、そうではなくて皆さんの意見を丁寧に聞いていただいたのであって、そのことに感謝したいと思います。それからここで初めてお会いする方、面識のある方もいらっしゃいましたが、色々な意見を言えたのではないかと思います。それから私は何度か欠席したのですけども、その時どのようなお話合いがされているのか分からないのですよね。それで事務局の方で毎回議事録を起こして送っていただけるわけですけども、省略することなく皆さんの言葉を丁寧に載せてあるので、これは大変なことであり、事務局の努力の後が見られると思います。そういうことでこ

の会議は3年間かかりましたけど、それだけ丁寧に行われてきたのだと思います。これで終わりではなく、ここからスタートなのかなと思います。

会 長: F委員いかがでしょうか。

F 委 員: 仕事の関係で出席出来なかったことが多かったので感想を述べる立場にはないと思うのですけど、この条例づくりに携わった中で、考え方ですとか理念ですとか、言葉を一つ一つ吟味してこういった条例がつくられるということで大変勉強になりました。今後は、会長も言われたように、私も率先してこの条例が実効性のあるものになるよう協力して行きたいと思います。

会 長: B委員いかがでしょうか。

B 委員: 私も全部は出席出来なかったのですけども、この出来上がった条例をどのように具現化していくのかということが大事だと思います。我々世代にも責任がありますが、子どもたちがこれをきちんと理解できるようにして、色々考える機会を与えられる条例になっているような気がします。条例というのは難しいことが書いてあるのですけども、これをどういうふうに子どもたちにうまく伝えていって、大人も頑張っているから、君たちも頑張りなさいというような条例になり、これが形になるようにしなければなりません。そのためにはまず役所が条例を制定したら、すぐ何か行動を起こさなければならないと思います。それから、この条例は長い目で見ていかなければなりませんね。意見に関しては、賛否両論様々な意見があり私も全部言えたとは思っていませんが皆さんが幸せになれるような条例になって行けばよいと思います。どうもありがとうございました。

会 長: H委員いかがでしょうか。

H 委 員: 私はいつも自分の関わった市民自治推進委員会の素案を持ってきているのですが、この市民会議が始まった時に、この素案がどのように変わって行くのか、どのように認められて行くのか、見届けたいということを、お話ししました。今日このように生まれ変わったのを見てとてもうれしく思います。それから私は学校関係だったものですから、次世代を担う子どもたちにこういうことを伝えて行くことがしっかりと盛り込まれているので、まずは安心しています。それから、私は好き勝手なことをいっていたのですが、記録が出てくるたびに家でそれを読んで一人赤面しているのです。でも、そういったことが一つ一つ記録として残っていて、丁寧に拾って下さっていることに感謝しております。私が好き勝手なことを喋った後に、リーダー会議や事務局が大変苦労をされたことに心から敬意を表します。どうもありがとうございました。

会 長: D委員何かございますか。

D 委 員: 何も分からないまま、休むことも多かったのですけど、だんだん難しくなり 専門的なことが増えてあまり役にたたなかったと思いますが、大変勉強になり

ました。長い間ありがとうございました。

会 長: E委員何かございますか。

E 委 員: あまり意見を言うこともないまま3年間が過ぎたように思います。まずは会長3年間ご苦労さまでした。厚くお礼を申し上げます。3年前は広い中ホールでやっていたように思いましたけど、あれから3年たったのかなとつくづく思っています。私も職業柄、子どもたちに教育をしなければならない、という条文があるので、これは良かったと思っております。

会 長: G委員お願いします。

G 委員: 3年間皆さんご苦労様でした。

会 長: 最後に、リーダー会議で私を助けていただいたC委員に感想をききたいと思います。

C 委員: まずは、3年間の肩の荷が下りたということで安心しておりますが、それもあまり長くはないですね。まず会議の冒頭で色々な意見が出ておりましたね。例えば、登別市にはすでに色々な条例や基本計画があり、それが全部実行されていればすばらしい町になっているはずだとか、作り放しでそれで終わっているのではないかだとか、今回その批判がひょっとして我々に向かってくるのではないか、我々はこれから先何をすればよいのかということで、とりあえず車の両輪(審議会と推進会議)は用意したので、その両輪がうまく回って行くようにやらなければならないと思います。個人的には、リーダー会議でもずっと言っているのですが、心残りがあるというところです。

会 長: その心残りは今後の実行の部分で解消してもらえればと思います。

事務局: 3年間もの長い間お忙しい中、皆さまどうもありがとうございました。「はじめに」にもありましたけど、会長をはじめ皆さまから我々事務局にまでお礼の言葉を述べていただき恐縮しております。先程会長も言われておりましたが、これから近日中に会長から市長にこの提言書を渡していただきたいと思います。その後につきましては、先程説明しましたように進めたいと思います。皆さんの任期ですが、条例が制定されるまでとなっております。これからも必要に応じお声を掛けさせていただきたいと思いますので、その時はよろしくお願いいたします。いずれにしましても、今回で提言書がまとまったということです。本当にありがとうございました。

会 長: 本当に長い間お付き合いいただきありがとうございました。どうもお疲れ様でした。